

## 指名停止措置の概要

1. 指名停止措置業者名 : 株式会社駒場工務店  
代表者及び住所 和歌山県日高郡日高川町高津尾1400  
代表取締役 駒場 己保
2. 従前の指名停止措置期間: 令和5年10月27日から令和6年2月26日まで(4ヵ月)  
変更後の指名停止措置期間: 令和5年10月27日から令和6年3月26日まで(5ヵ月)
3. 指名停止措置の範囲 : 近畿地方整備局管内
4. 事実概要 : 株式会社駒場工務店の代表取締役は、和歌山県日高川町が発注した小学校屋根防水改修工事など3工事の指名競争入札で、同町副町長より最低制限価格の算出根拠となる情報を入手し、公正な入札を妨害したとして、令和5年9月21日、公契約関係競売入札妨害の疑いで和歌山県警に逮捕された。  
これを受けて、令和5年10月27日付けで4ヶ月の指名停止を行った。  
さらに、中津小学校体育館屋根改修工事の指名競争入札で、最低制限価格の算出根拠となる情報を入手した見返りに謝礼を渡したとして、令和5年11月2日、贈賄の疑いで再逮捕された。  
その後、他工事でも同様に謝礼を渡したとして、令和5年11月22日、贈賄の疑いで和歌山地検に追起訴された。
5. 指名停止措置理由 : 当初、株式会社駒場工務店の代表取締役が公契約関係競売入札妨害の疑いで逮捕されたことに伴い指名停止措置を講じたが、今般、贈賄の疑いで再逮捕されたため、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」第3第5項及び「地方整備局(港湾空港関係)所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」第3第5項に該当し、指名停止措置期間を変更する。

### <指名停止等の措置要領 第3第5項>

(指名停止の期間の特例)

部局長は、指名停止の期間中の有資格業者について、情状酌量すべき特別の事由又は極めて悪質な事由が明らかとなったときは、別表各号、前各項及び第4に定める期間の範囲内で指名停止の期間を変更することができる。この場合において、別表第2第12号に該当し、かつ、当初の指名停止期間が満了しているときは、当初の指名停止期間を変更したと想定した場合の期間から、当初の指名停止期間を控除した期間をもって、新たに指名停止を行うことができるものとする。

○問い合わせ先

国土交通省近畿地方整備局

総務部契約課 TEL : 06-6942-1141

契約課長 大桐 敦彦 (内線 2511)

建設専門官 磯川 健一 (内線 2512)